1　品種登録の番号　第24593号
2　品種登録の年月日　平成27年11月10日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Triticum aestivum L.
4　登録品種の名称　LM12
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4－1－1
公立大学法人福井県立大学
7　出願公表の年月日　平成26年3月4日

1　品種登録の番号　第24594号
2　品種登録の年月日　平成27年11月10日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Tulipa L.
4　登録品種の名称　雪うさぎ
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
7　出願公表の年月日　平成25年8月12日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名
登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月十日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　東北横断自動車道酒田線
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
酒田市保岡字家際四三番一二から同市保岡字家際四三番九まで	前	最大 六五 最小 五五	一〇
	後	最大 六五 最小 四七	

○国土交通省告示第千百十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月十日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　中央自動車道西宮線
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
甲府市小曲町字葭原七七四番一から同市小曲町字葭原七七三番一まで	前	最大 七三 最小 六七	三八
	後	最大 七二 最小 三〇	

○国土交通省告示第千百十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十一月十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
湯川

二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和八年内務省告示第九十三号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
長野県松本市安曇
四二〇一番一三　一号
四一九七番二六　二号
四二〇一番二一　三号
四一九七番四　四号

○国土交通省告示第千百十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十一月十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大久保沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　静岡県富士宮市星山字向原一〇六四番一地内電子基準点富士宮二を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から九度四〇分五一秒　一三三三六・〇七一メートルの地点　一号
標柱一号から三三四度〇一分〇二秒　一九・二〇六メートルの地点　二号
標柱二号から三五度一二分〇六秒　九九・九〇六メートルの地点　三号
標柱三号から四六度四五分〇七秒　三四・五五五メートルの地点　四号
標柱四号から五八度〇〇分二九秒　一一六・六七四メートルの地点　五号
標柱五号から一三四度〇七分四七秒　二六・四八七メートルの地点　六号
標柱六号から二三一度一二分四九秒　七四・四四三メートルの地点　七号
標柱七号から二四七度四六分一八秒　三五・七〇六メートルの地点　八号
標柱八号から一九六度四二分一四秒　一一七・三七一メートルの地点　九号
標柱九号から二一七度一五分〇〇秒　一三・八一三メートルの地点　十号
標柱十号から二六六度二三分一〇秒　三一・六三二メートルの地点　十一号
標柱十一号から二九二度三二分五二秒　一五・九八三メートルの地点　十二号
ロ　静岡県富士宮市星山字向原一〇六四番一地内電子基準点富士宮二を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱十三号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱十三号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一三度四八分〇四秒
一四四三七・八七五メートルの地点　十三号
標柱十三号から六〇度五七分三六秒
一五一・八九三メートルの地点　十四号
標柱十四号から八七度一三分三六秒
一〇四・一五〇メートルの地点　十五号
標柱十五号から一四二度三五分四二秒
一五・九九六メートルの地点　十六号
標柱十六号から二二八度〇三分三一秒
四九・〇九六メートルの地点　十七号
標柱十七号から二五三度一四分三七秒
二〇・四六六メートルの地点　十八号
標柱十八号から二五三度一一分〇五秒
六〇・四四九メートルの地点　十九号
標柱十九号から二二八度五九分三四秒
八五・九五四メートルの地点　二十号
標柱二十号から二四五度一五分三三秒
五・二一八メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から二七九度五三分二二秒
三六・九六〇メートルの地点　二十二号